社会福祉法人都城市社会福祉協議会　令和３年度第２回評議員会　議事録

招集通知年月日　令和４年３月９日（水）
開　催　日　時　令和４年３月２３日（水）１３時３０分～１４時０５分
開　催　場　所　都城市総合社会福祉センター２階研修室
出席した評議員　評議員１６名（評議員定数７名以上２４名以内）
萬徳雄一郎、前田洋美、渕上澄雄、迫田善子、榎木やすよ、前田薫、新原明義、八反田久実、肥後信行、豊留なほ子、後藤雅彰、前原修、柳田哲男、川口貴博、日高覚助、石原祥子
欠席した評議員　評議員４名
瀬戸山敏朗、新村仁志、湯田光、渡邊一生
説明のため出席した役員　理事２名
会長　島津久友、常務理事　杉元智子
説明のため出席した職員　事務局１０名
大田勝信、田村真一郎、児玉誠、櫻田賢治、森山慎悟、髙橋美佐子、又木勝人、黒原清美、栗山将平、永田晃作
招集者出席の有無　会長　島津久友　出席
議事録作成職務者　永田晃作
議　事　の　結　果

定刻に至り、出席予定の評議員が全員揃ったことから、事務局栗山将平が開会を宣言。まず、定款に基づき、評議員の過半数の出席による会議の成立を確認。次に定款に基づき、八反田久実評議員を議長に選任し、議長は、迫田善子評議員、日高覚助評議員を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

議案第６号	令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会役員等（会長、常務理事を除く）報酬総額について	可決
議案第７号	令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について	可決
議案第８号	令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について	可決
議案第９号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事の解任について	可決

終　了　時　刻　１４時０５分

議　事　の　経　過

八反田久実議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。議案第６号令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会役員等（会長、常務理事を除く）報酬総額について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局田村真一郎「総務課長の田村です。どうぞよろしくお願いいたします。議案書１ページをご覧ください。議案第６号令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会役員等（会長、常務理事を除く）報酬総額について、定款第１２条第１項第２号並びに一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律第８９条の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。役員等の報酬の総額については、協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規定に基づき、年間の理事会及び監査等の開催頻度を勘案して、４０万円といたします。以上説明を終わります。」

議長「ありがとうございました。ただいま説明がありました議案第６号につきまして、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第６号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第６号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第７号令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について、議案第８号令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、両議案は関連がございますので一括して説明をお願いいたします。」

事務局大田勝信「事務局長の大田です。よろしくお願いいたします。まず、議案書２ページをご覧ください。議案第７号令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について、並びに議案書３ページ議案第８号令和４年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、いずれも定款第１２条第１項第４号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。内容の説明につきましては、まず、別冊令和４年度事業計画書を見ていただきたいと思います。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局大田勝信「続きまして、令和４年度予算の説明を行います。説明資料として、別紙令和４年度当初予算拠点・サービス区分別財源内訳表をご覧ください。先程申し上げました令和４年度事業計画（案）に添って予算を立てております。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま議案第７号、８号について一括して説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第７号ならびに議案第８号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第７号、８号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第９号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事の解任について、説明をお願いいたします。」

事務局田村真一郎「議案書４ページをご覧ください。議案第９号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事の解任についてです。定款第２５条第１項第２号に基づく役員からの届出に伴い、役員を解任することについて、定款第１２条第１項第１号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま説明がありました議案第９号につきまして、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第９号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第９号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方はすべて終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

新原明義評議員「先程、令和４年度事業計画の説明がありました。非常にすばらしい計画に基づいて様々な事業が展開されることへの期待をしております。その中で私自身勉強不足ですが、地域福祉事業の中の新しい取り組みとして、重層的支援体制整備事業の文言が入っております。

重層的という言葉から考えると、幅広くいろんな所からの支援体制と捉えておりますが、具体的にそれらを担う地域の組織、例えば、公民館長や民生委員などに重層的支援体制整備事業の中身について、かみ砕いた説明をしていただきたい。こういったものを成功させる場合には、まず中身をみんなが理解していくことが必要だと思いますので、これまでの取り組みと今後の取り組みの形についての具体的な例を示して、ぜひ、学習会や研修会を開いて欲しいということを要望させていただきます。」

議長「重層的支援体制整備事業の組織と人材などについて、今後の視点としてアドバイスをいただきました。新原評議員ありがとうございました。」

議長「その他、皆様からないでしょうか。」

議長「ないようですので、これで協議については終了とし、私議長の役目は解任させていただきます。ありがとうございました。」

事務局栗山将平「それでは以上をもちまして令和３年度第２回評議員会を閉会したいと思います。皆様ご協力をありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長および議事録署名人は議事録に記名押印する。

令和４年　　月　　日

議　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印